

京都市告示第363号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、下記のとおり京都市美術館を臨時に開館します。

平成23年12月28日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日 平成24年1月3日（火）、4日（水）

（美術館）